

令和元年十二月十日発行
皇學館論叢第五十二卷第六号 抜刷

吉田神道三壇行事の構成と加行

新
田
恵
三

皇學館論叢 第五十二卷第十六号
令和元年十二月十日

吉田神道三壇行事の構成と加行

新田 惠 三

□ 要 旨

吉田神道の行法の中核をなす三壇行事は、三元十八神道次第・宗源妙行次第・神道護摩次第の三種より構成され、吉田家に於いて盛んに実修・伝授が行われた。三壇行事の次第には、現在世に知られている次第とは別に、加行次第というものが存する。本論文では、加行次第と従来知られている三壇行事の三種の次第との関係を明らかにし、三壇行事の構成を再考した。天理大学附属天理図書館には吉田家の旧蔵資料を一括所蔵する吉田文庫がある。吉田文庫に収蔵される三壇行事に関する加行次第は「十八神道加行次第」、「宗源妙行加行次第」、「宗源加行二重次第」、「大護摩法加行次第」の四種類に分類される。加行次第第四種は従来知られている三壇行事の三種の次第に附属するものであり、三壇行事の伝授を受ける前に行われた。これらの次第書の存在により三壇行事の構成は加行次第も含めた総体として改めて見直される必要があると考えられる。

□ キーワード

吉田神道 三壇行事 四度加行 三元十八神道 宗源妙行 神道護摩

はじめに

三壇行事は、三元十八神道（陰陽行儀）・宗源妙行・神道護摩の三種の次第より構成され、吉田家において盛んに実修・伝授が行われ、多くの神主がこれを学んだ。⁽¹⁾

三壇行事の研究は大きく三つに分類される。一つ目は、三壇行事の成立を明らかにしようとするもので、現在では三種の次第は各々兼俱段階においてすでに成立していたとされている。⁽²⁾二つ目は、三壇行事の次第内容を詳しく考証しようとするものである。⁽³⁾三つ目は、現存する三壇行事に関する調査報告である。⁽⁴⁾しかしながら近代以降同行事は完全な形では行われておらず、部分的な現存例はあるものの、中・近世における実態は不明な部分が多い。

三壇行事の次第には、現在世に知られている次第とは別に、加行次第というものが存する。「加行」という用語自体は吉田神道を研究した諸先学が引用文等で接しているはずなのであるが、この内容については管見の限り、河野省三氏が、

室町時代末期には、整備したと思はれる『宗源妙行』（写二巻）といふ書によると、前巻には先づ宗源妙行之行事として、「イマ隠陽行儀加行之大事」が示されてある。之は「十八神道加行之次第」で、云はば今世の神社祭祀に於ける修祓のやうな役割を為してゐる。それについて、「三元十八神道次第」に移り、詳しくその行事作法が説いてある。⁽⁵⁾〈中略〉又その後巻には「宗源妙行」の初段、中段、後段それぞれ第一、第二、第三の行事を述べてある。⁽⁶⁾

として「三元十八神道次第」の前段階として「十八神道加行之次第」があると指摘したもの以外無い。⁽⁶⁾

三壇行事における加行が如何なるものであつたのかということを明らかにするためには、「三壇行事と加行」、「加行の次第」、「加行の目的」、「加行勤修の実態」といった観点が必要であると考えられる。そこで本稿ではこの内、「三壇行事と加行」、「加行の次第」について述べ、従来知られている三壇行事の次第とこれまで知られていなかった加行次第との関連性を明らかにし、三壇行事の構成を再考したい。

第一章 三壇行事と加行

第一節 三壇行事の構成と四度加行

吉田神道の行法の中心をなす三壇行事は密教や陰陽道などの影響が強く、平田篤胤は『俗神道大意』において、吉田家ノ神道行事ハ、モト真言ヲマナンデ始タル¹ユエ、其壇モ四角ナルベキニ、八角ニ作テ秘事トイタシ、神道ハ八ノ数ヲ用フルナドイヒ、神道護摩、宗源行事、十八神道、コノ三ツヲ三科ト立テ、此ヲ兼学シタルヲ、三壇行事トモ云フ。²（中略）此三壇行事ノウチ、護摩灌頂ハ、モトヨリ真言ノ行法、マタ宗源行事ト云³ハ、密家ノ両界ノ本次第、ト云行事ヲ盗ダルモノ、又十八神道ト云モ、真言ノ十八道トイフ行事ヲヌスミ⁴（後略）としてゐる。また、久保田収氏は、

陰幽教の斎場として万宗壇と諸源壇とを設け、十八神道三元三妙三行の加持を行ふといふのは、密教の道場に金剛壇、胎藏壇を設け、十八道、金剛界、胎藏界、護摩の四度加行を行ふことに相応してゐる。⁵としてゐる。

この三種の行事と密教の十八道・両部（金剛界・胎藏界）・護摩との関係について、兼俱の孫である兼右は、

宗源神道行法物目録

一 陰陽行儀 真言十八道之類也

一 宗源妙行 真言金胎兩部行法ノ類也 此内ニ淺畧次第并一段結願次第

アリ

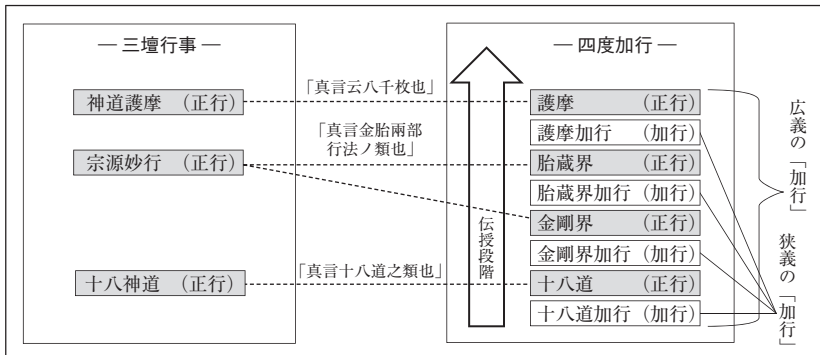
一 神道大護摩 真言云八千枚也 此内ニ一神供養大護摩次第并諸神合畧

次第アリ⁹⁾

としており、伊藤聡氏はこの部分を引用した上で三壇行事について「密教の四度加行との類似性を吉田家自らが認めている」としている¹⁰⁾。

三種の次第それぞれの成立期において四度加行が意識されたかは別として、少なくとも兼右期には三壇行事と密教の十八道・両部（金剛界・胎藏界）・護摩との解釈上の関連性が見受けられる。（図一 三壇行事四度加行対応図参照）

加行とはあること（伝授や灌頂）達成のための準備的な修行であり、仏教各派に見られる。中でも四度加行は密教における行体系であり、おおよそ十八道・金剛界・胎藏界・護摩の四種より構成され、それぞれの伝授を受ける前には加行が行われる。¹¹⁾（図一）四度加行部分参照）



〈図一 三壇行事四度加行対応図〉

第二節 広義の加行と狭義の加行

湯浅泰雄氏は身心論について論じる中で、

大乘仏教殊に密教になると、修行による呪術的能力の獲得が非常に重視されるようになった。密教儀礼の執行は「修法」^{しゆほう}とよばれたが、修法は瞑想修行をへて呪術的能力を獲得した人間が行なうことによつて、はじめて効果をもち得る。つまり修法は、修行を前提してはじめて意味をもつものである。⁽¹²⁾

として、密教では「修法」と「修行」との関係について修法は修行を前提としていと述べている。

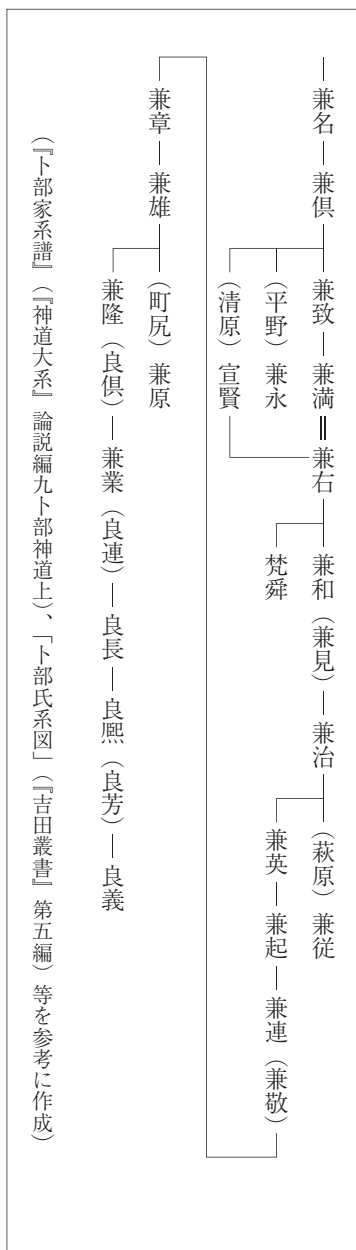
加行の意味として四度加行全体を指す場合（広義の加行）と四度加行を構成する各次第（正行）伝授の前に行われる加行のことを指す場合（狭義の加行）とがある。

ここで疑問を感じるのは、三壇行事において三種の行事伝授前に行うべき狭義の加行は存在したかということである。この点について従来の三壇行事次第研究では修行として行われる加行に関して扱われることはほぼ無く、三壇行事は修法として行われる正行次第のみより構成されているとも認識され、同行事の修行的側面についてもあまり論じられることはなかった。

第二章 三壇行事の加行次第

天理図書館吉田文庫には三壇行事の次第書と共に多くの三壇行事加行次第書が残されている。⁽¹³⁾ これら次第書より各加行の構成、内容を見る。

吉田家の略系図



第一節 十八神道加行次第

(一) 諸本の説明

吉田文庫では左に示す①②③④⑤⑥六本の十八神道加行次第を確認できた。

①兼見筆の書写本 内題「十八神道加行之大事」

奥書に、

授与波多野宮内少輔元重訖／文禄五年十月吉曜日／神道長上 花押(兼見) 朱印^④

とある。文禄五年(一五九六)十月に兼見が波多野宮内少輔元重に授与したものの写本。書写者は不明である。(吉四二—三七一『十八神道加行大事他』)

㊦内題「陰陽行儀傳授之時加行之事」

次第を記した傍らに、

防州社人家仁¹⁵傳授時如此

とある。「八幡大宮司右延」なる社人の人物比定が出来なかったが、吉田家の当主が伝授をした時の記録であろう。「次〇〇」という次第形式ではなく、「六根清浄祓 十六反 中臣祓 □〈廿カ〉一反 三種太祓 三百六十反」と簡素に次第が記されている。(吉六五—三六六『集筆十九』)

㊧梵舜筆本 内題「陰陽行儀加行之大事」

奥書等は無いが、梵舜の筆で次第が記されている。題は「陰陽行儀加行之大事」だが、内容は宗源妙行加行に近い。

(吉六五—三三一『集筆十二』)

㊨兼雄奥書の仮名書本 内題「十八神道加行次第」

次第本文部分は漢字仮名交じりで記されている。奥書に、

令授与忠寄朝臣室、就ノ慎而莫怠矣ノ宝曆十年五月朔日ノ神道管領長上下部朝臣ノ右次第者酒井左衛門尉忠寄朝臣室¹⁷御相伝之次第也

とある。宝曆十年(一七六〇)五月一日に兼雄が酒井忠寄の奥方に「十八神道加行次第」、「三元十八神道次第」を授与した時のものである。女性に伝授する際は仮名書の次第が用いられたのであろうか。(吉四二—一五五『十八神道加行次第三元十八神道次第』)

㊩兼業筆本 『十八神道加行之事』

年代や人名は記されていないが、卜部兼業のものとされている。¹⁶(吉四二—三三一『十八神道加行之事』)

吉田神道三壇行事の構成と加行(新田)

④ 良長筆本 『十八神道加行之事』

⑤と花押以外は同じ内容。年代や人名は記されていないが、卜部良長のものとされている。⁽¹⁷⁾ (吉四二―四三八)『十八神道加行之事』

以上①～④六点について奥書等から各文献の説明をした。最も古い頃のものと考えられるのは①(兼見筆の書写本)であり、文禄五年(一五九六)に記されたものである。これにより兼見の頃には十八神道加行が行われていたことがわかる。⁽¹⁸⁾②(梵舜筆本)は内容的に宗源妙行加行に近いので例外的に扱った。③④⑤は少し時代が下ったもので、②は女性への伝授のためか仮名書きされていることが特徴であり、③④は全く同じ内容である。

(二) 十八神道加行次第の内容

各次第書を翻刻したものの、次第の異同をまとめ、作法に関する記述を列挙したのから内容の概略を見てみたい。
(十八神道加行の各次第)

① 兼見筆の書写本

先庭上七立机縁座／次沓揖／次着縁座／次座揖／次二拜／次六根清浄太稜十六反／次中臣稜十二反／次三種太稜百八反／次座揖／次沓揖／次退下

② 兼見筆本

六根清浄稜十六反 中臣稜口一反 三種太稜三百六十反

③ 梵舜筆本

先兼日構庭上于案机縁坐／次沓揖前後加持 此咒文相傳之如此／次着彼縁座／次座揖左右加持／次二拜／次護身神法／次三種

加持／次拍手小大／次六根清淨太稜十六反／次中臣稜廿一反／次太祝詞／掛畏幾太元尊大日靈貴天神地祇八

百万神等乃廣前仁恐美毛申佐久一身乃心源乎清淨仁志天神代之古風乎崇敬正直乃根元仁婦天宗源妙行乎願者奈利此状乎

平介久安介久聞食天頓速仁納受乎垂礼則令二成就圓滿乎賜陪止恐美毛申須辭別仁申佐久若不慮乃汚穢不淨乃事在止毛

善言美詞乃稜清女奉留故仁无レ咎亦无レ崇之天神直日大直日神止護幸陪賜陪止恐美毛申壽／次三種太稜百廿一反／次

拍手大小／次二拜／次座揖／次沓揖／次退下

②兼雄輿書の仮名書本

先一いふ／次ざのいふ／次二はい／次六根しやうとく太稜十六へん／次中とみ稜十二へん／次三じゆの太

稜百八へん／次きねん／次かしわ手／次二はい／次ざのいふ／次一いふ／次たいげ

③兼業筆本④良長筆本

先一揖／次座揖／次二拜／次六根清淨太稜十二反／次中臣稜三反／次三種太稜三十六反／次祈念／次拍手二／

次二拜／次座揖／次一揖／次退下

〔十八神道加行次第の異同（作法に関する記述は下に括弧で括り示した）〕

庭上仁立机縁座①／沓揖②／着縁座③／座揖④／二拜⑤／六根清淨太稜①②③「十六反（へん）」、④⑤「十二反」／中臣稜

六反⑥／〔祈念⑦〕／〔拍手⑧〕／④⑤⑥「二」／〔二拜⑨〕／座揖⑩／沓揖⑪／退下⑫

以上が次第作法に関する記述である。これらをもとに各次第に丸番号を付し、適宜作法の概略を説明する。

①「庭上仁立机縁座」

縁(円)座、机を舗設。

② 「杳揖」

座の前での一揖。詳しくは宗源妙行加行で説明。

③ 「着縁座」

④ 「座揖」

詳しくは宗源妙行加行で説明。

⑤ 「二拝」

詳しくは宗源妙行加行で説明。

⑥ 「六根清浄太栞」

十二反、十六反「六根清浄太栞」を唱える。この祝詞は六根(眼・耳・鼻・舌・身・意)の清浄に関する祓詞。⁽³³⁾

⑦ 「中臣栞」

三反、十二反「中臣栞」を唱える。

⑧ 「三種太栞」

三十六反、百八反、三百六十反三種太栞を唱える。「三種太栞」は「吐普加身依身多女・寒言神尊利根陀見・波羅伊玉意喜餘目出玉」という三つの祓詞から構成される。⁽³⁴⁾

⑨ 「祈念」⁽³⁵⁾

⑩ 「拍手」

二度拍手をする。

- ⑪ 「二拝」
- ⑫ 「座揖」
- ⑬ 「沓揖」
- ⑭ 「退下」

以上十四ヶ条の次第に分けられるが、基本的な構造としては、初めと終わりに沓揖、座揖、二拝等の導入・終結があり、その間に三種類の袂に関する祝詞（六根清浄太袂・中臣袂・三種太袂）の唱読を行うというものである。

第二節 宗源妙行加行次第

宗源妙行を受けるためには「宗源妙行加行」「宗源加行二重」の二種を段階的に修行する必要があったようであり、宗源妙行加行はその第一段階の次第である。³⁶

(一) 諸本の説明

吉田文庫では左に示す①～④一〇点の宗源妙行加行次第を確認できた。

①兼右筆本（兼雄奥） 内題「宗源妙行之加行大事」

奥書に、

右廿ヶ條之神秘者累家之相承也、去々年以來雖傳授之實名未定之間不加奥書也、今度官位予申沙汰之故決實名、仍龜山大宮司左京亮清原隆所加傳授之證明了／天文十三年八月日／神道長上卜部（花押）

吉田神道三壇行事の構成と加行（新田）

とあり、兼右が天文十一年（一五四二）以来天文十三年までの間に「龜山大宮司左京亮清原隆所」に対して伝授したものであることがわかる。さらに別紙にて、

右一卷者唯神院兼右御自筆也、此中相承於三ヶ條者秘中之神秘莫出藏外、仍加修補奥書了／享保十四年五月日／左衛門佐侍從兼雄

と兼雄が書き継いでおり、兼右自筆のものとして扱っていたことがわかる。『神道体系』卜部神道下に解題・本文有り。（吉四二一三八三『神道諸行事大成』）

㊦兼右筆の梵舜書写本 内題「宗源妙行之加行大事」

「宗源妙行之加行大事」の次第を記した傍らに、

本云天文十二九十五、授防州今八幡大宮司左馬允佐伯理治訖、同安門房尊證傳了、同二十二十九、傳宇佐大

宮司修理大夫宇佐公建了

と伝授記録が記されている。また本書全体の奥書に、

右相承傳受本兼右卿御自筆、一覽之次而不違一字書了、尤三可秘之而已／于時慶長十二初秋中旬／神龍院／（判）とあり、神龍院梵舜が兼右自筆本を慶長十二年（一六〇七）初秋（七月）中旬に写したものであることがわかる。本文の諸次第の後ろには幾つもの伝授記録が「天文年月日授入名了」のように記されており、全てが天文年間であることからこの本の成立もこのころであると推測できる。『大日本史料』に本文を略したものが所収されている。（吉四二一五七『神道相承案』）

㊧兼右筆の兼原書写本 内題「宗源妙行之加行事」

内容は㊦と同じである。「一見寫得了 原」との奥書があり、兼原による書写本であると考えられる。（吉四二一

七八『神道相承案』

書中に、
〔二〕兼右筆の書写本 内題「宗源妙行之加行大事」

右秘中之秘也、授橋時重訖／天文十二年二月日／神道長上卜部朝臣兼右 朱判 / 奥云兼右卿御自筆

とあり、兼右筆の文献を書き写したものであると考えられる。『大日本史料』に本文を略したものが所収されている。

〔吉四二一四三』神道諸行法相傳〕

〔六〕兼右筆の兼雄書写本 内題「宗源妙行之加行大事」

内容は⑤とほぼ同じである。奥書には、

右一冊者唯神院御集作之書、彼卿以御真筆令書寫畢、莫外見矣／寛延二年五月十四日 四十五歳／神道長卜部
〈花押〉

とあり、兼右筆本を寛延二年（二七四九）五月十四日に兼雄が写したものであることがわかる。『大日本史料』に本文を略したものが所収されている。（吉四二一八三『神道相承抄』）

〔七〕兼治筆本 「宗源妙行之加行之大事」

奥書に、「天正十二年九月吉曜日／神祇少副為修行書之訖」とあり、天正十二年（一五八四）九月に神祇少副であった兼治が修行のために書き写したものであることがわかる。（吉四二一三七六『宗源妙行之加行之大事』）

〔八〕兼雄筆本 「宗源妙行加行之次第」

奥書に兼雄の筆で、「宝暦四年三月十五日」とあり、宝暦四年（一七五四）三月一五日に兼雄が記したものであることがわかる。（吉四二一七二『宗源妙行加行之大事』）

㊦ 兼業筆本イ 「宗源妙行加行之大事」

奥書等は無いが、兼業筆であるとされる。(吉四二―二三五『宗源妙行加行之次第』)

㊧ 兼業筆本ロ 「宗源妙行加行次第」

奥書等は無いが、兼業筆であるとされる。(吉四二―三三二『宗源妙行加行之次第』)

㊨ 「宗源妙行加行次第」

奥書等は無く、書写者も不明。(吉四二―一二七『宗源妙行加行次第』)

以上㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿十点について奥書等から各文献の説明をした。㊩㊪㊫は兼右筆本あるいはその書写本であり、㊬㊭㊮は書写した元の文献は記されていないが、形状などから本としてまとめられた物では無く、加行を始めるにあたって書きされたものであると考えられる。

(二) 宗源妙行加行次第の内容

各次第書を翻刻し、㊩を底本とし異同を記し各次第に記されている作法を列挙したのから内容の概略を見てみたい。(宗源妙行加行次第の異同 (作法に関する記述は下に括弧で括り示した。)³⁹)

先兼日構庭上于案机縁座^㊱ / 次沓揖^㊲ (㊱)「前後加持 此咒文相傳ノ時」、(㊲)「前後加持 此咒文相傳時」、(㊳)「前後加持此咒文相傳ノ時如此」、(㊴)「前後加持此咒文相傳之時如此」 / 次着彼縁座^㊵ / 次座揖 (㊱)「如此 左右加持」、(㊲)「左右加持」 / 次二拜 / 次護身神法^㊳ / 次三種加持^㊴ / 次拍手 (㊱)㊲)㊳)㊴)㊵)㊶)㊷)㊸)「小大」 / 次六根清淨太穰^㊹ (㊱)㊲)㊳)㊴)㊵)㊶)㊷)㊸)「廿一反」
(㊱)㊲)㊳)㊴)「十六反」、(㊵)には「六根清淨太穰」本文が記載されている。 / 次中臣穰 (㊱)㊲)㊳)㊴)㊵)㊶)㊷)㊸)㊹)「廿一反」

／次太祝詞 (①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩) 太祝詞の全文あり。「掛毛畏幾太元尊神大日靈貴天神地祇八百万神等乃廣前仁恐美恐美毛申佐久一身乃心源乎清淨仁志天神代之古風乎崇敬女正直乃根元仁帰天曲邪乃末法乎棄天今宗源妙行乎願者奈利此状乎平介久安介久聞食天頓速仁納受於垂礼則令成就圓滿賜陪止恐美恐美毛申／辭別仁申佐久若不慮乃汚穢不淨乃事在止毛善言美詞乃稜乎以天稜清女奉留故仁无咎亦无崇之天神直日大直日神止護幸倍賜陪止恐美恐美毛申壽」／次三種太栴 (①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩) 「百廿一反」／次拍手 (①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩) 「大小」／次二拝／次座揖／次沓揖／次退下⁽⁶¹⁾

以上が次第の異同と作法に関する記述である。これらをもとに各次第に丸番号を付し、適宜作法の概略を説明する。

① 「兼日構庭上于案机縁座」

案・縁(円)座の舗設。

② 「沓揖」

「前後加持」とは「沓揖咒文／前朱雀 後玄武／座揖咒文／左青龍 右白虎／此時兩段ノ四神、我身ヲ守護シ加持シ玉フト能思へ⁽⁶²⁾」とあり、沓揖と共に四神の内、南北を司る朱雀・玄武を唱え、この神々が自己を守護・加持してくれることを念うものである。

③ 「着彼縁座」

縁(円)座に着く作法。

④ 「座揖」

「左右加持」とは「前後加持」と同じように、座揖と共に四神の内、東西を司る青龍・白虎を唱え、この神々が自己を守護・加持してくれることを念うものである。

⑤ 「二拝」

『神道諸行事大成』⁽⁶³⁾には「三拝大事／天御柱、国御柱^{乎堅津}／此時天地^乃萬神、我^仁向^天歡喜シ玉フト能思へ」とあり、二拝と共に「天御柱、国御柱^{乎堅津}」と唱え、万神が我に向かつて歎喜していると念う作法である。

⑥ 「護身神法」

詳しくは宗源加行二重次第の説明の際解説する。

⑦ 「三種加持」

「三種加持／十寶印相 无上靈寶 神道加持／八握印相 三元三行 三妙加持／三光印相 以我行神力 神道加持力 神變神通力 普供養而住」⁽⁶⁴⁾とあるように、三種の印を結びながら、それぞれ決められた詞を読む行事である。

⑧ 「拍手」

「拍手大事／召手 小・大 送手 大・小／天津社 國津社」⁽⁶⁵⁾とあり、各次第書に「小・大」とあることより、ここの拍手は「召手」を表す作法であると考えられる。また、宗源加行二重次第に召手とは「神靈勸請之意也」とあり、降神のための作法であることがわかる。

⑨ 「六根清浄太稜」

十六反唱える。

⑩ 「中臣稜」

二十一反唱える。

⑪ 「太祝詞」

太元尊神を初め八百万神々に対し、心身を清浄にし、神代の古風を崇め、正直の根本に帰し、仏法を棄て、「宗源妙行」伝授を願う様子を聞き入れていただくことを申し上げ、加えて「善言美詞」の祓についても述べる内容である。

⑫ 「三種太杖」

百二十一反唱える。

⑬ 「拍手」

ここでの拍手は宗源加行二重次第に「神ヲ本座ニ送申儀也」とあるように昇神のための作法であることがわかる。

⑭ 「二拝」

⑮ 「座揖」

⑯ 「沓揖」

⑰ 「退下」

以上十七ヶ条の次第に分けられるが、基本的な構造は十八神道加行と同じであるが、「護身神法」「三種加持」「太祝詞」などが加わる。

第三節 宗源加行二重次第

宗源加行二重次第は宗源妙行の伝授を受けるための二段階ある加行の内、第二段階の次第である。

(一) 諸本の説明

吉田文庫では左に示す①〜⑥五本の宗源加行二重次第を確認できた。

① 兼右筆本 内題「宗源加行二重大事」

奥書等は無いが、「右兼右筆」という注記がされている。次第の順序は他のものと若干異なり、「次三元表白」以降

吉田神道三壇行事の構成と加行(新田)

が記されていない。(吉六五—三一九『集筆十三』)

㊦兼右筆本(兼雄奥) 内題「宗源加行二重大事」

宗源妙行加行次第㊧と同じ資料である。(吉四二—三八三『神道諸行事大成』)

㊨兼右筆の梵舜書写本 内題「宗源加行二重大事」

宗源妙行加行次第㊩と同じ資料である。(吉四二—五七『神道相承案』)

㊪兼右筆の兼原書写本 内題「宗源加行二重大事」

宗源妙行加行次第㊫と同じ資料であり、内容は㊨と同じである。(吉四二—七八『神道相承案』)

㊬兼右筆の兼雄書写本 内題「宗源加行二重大事」

宗源妙行加行次第㊭と同じ資料であり、内容は㊨とほぼ同じである。(吉四二—八三『神道相承抄』)

以上㊧㊨㊩㊪㊫㊬五点について奥書等から各文献の説明をした。㊧㊨は何れも兼右筆本或いはその写本である。㊧は他と次第の流れが異なり、最後まで書かれていない。㊩㊪㊫㊬は同系統の原本の写本であると考えられ、一部表記や文字に異同はあるが、おおよそ同じ内容である。

(二) 宗源加行二重大事の内容

各次第書を翻刻し、他と性質が異なる㊧を示したものの、㊩を底本とし他との異同を記し各次第に記されている作法を列挙したものから内容の概略を見てみたい。

㊧兼右筆本 内題「宗源加行二重大事」

當日早旦行水／次着□浄衣／次御禊／次着縁座／次二拝／次護身神法／次三種加持／次六根清浄大穅／次中臣穅

／次三種加持／次身曾貴觀／次勸請／次開元神咒／次三元表白

《宗源妙行加行次第の異同（作法に関する記述は下に括弧で括り示した。）》⁽⁶⁶⁾

當日早旦行水（①「用湯入塩」、②「用湯入塩 外清淨之作法是也」）⁽⁶⁷⁾／次着淨衣／次御禊（①②「口傳」、③④「十二

所加持 左右目 左右耳 左右鼻 口 左右肩 左右膝 心上 外清淨之觀想也口傳」）／次着縁座（①「咒文已下如前」、

②「咒文以下如常」）⁽⁶⁹⁾／次安座（③「氣息乃運數三四ヶ」）⁽⁷⁰⁾／次二拜（①「同前」、②③④「口傳如前 是名云兩段再拜」）

／次護身神法（⑤「初重 根本印 念想云 身軀護神／次三光印 明 ヲノコロシマ／二重 根本印 念想云

髮膚護神 次八府印 明 ヤイロトノヲミタツ 三重 根本印 念想云 魂魄護神 次日輪印 明 ヒ 四

重 根本印 念想云 心上護神 次月珠印 明 ツキ 五重 根本印 念想云 行年護神 明 ホシ」）⁽⁷¹⁾／次三

種加持（①「八開手」）⁽⁷³⁾／次六根清淨太極（①「十六反」、②「十六反」）⁽⁷⁵⁾／次身曾貴觀（①「口傳」、②「口傳 内清

淨之作法也」）⁽⁷⁶⁾／次開元神咒（③「手_上大麻乎取持 日本最上神祇齋場者神明降化之濫觴下界勸請之根元神武之草創吾國之佳

躅也然則奉安神代之靈寶受天照神之詔命修天兒屋根尊之大業誠是神國第一之靈場本朝無雙之齋庭乎慎而莫忘矣」）⁽⁷⁷⁾／次召手

（④「神靈勸請之意也」）⁽⁷⁸⁾／次三元表白（⑤「无上靈寶天元神道加持 神姿如意圓滿 无上靈寶地元神道加持 神通如意感應

／无上靈寶人元神道加持 神力如意成就 抑三元神道之齋場五大所成之靈壇修真宗源之砌為納受圓滿天神地祇定降臨影向賜覽

神道奉真榮界无窮」）⁽⁷⁹⁾／次勸請（①「祝詞 如前」、②「太元尊神 國常立尊 天御中主尊 伊弉諾尊 伊弉冉尊 日神尊

月神尊 彥龍尊 姬龍尊 天神地祇 八百万神」）⁽⁸⁰⁾／次中臣極（①「廿六反一座コトニ拍手二」、②「每一座 拍手 卅六反」、

③④⑤「每一座 拍手 卅六反 廿一反又説」）⁽⁸¹⁾／次三種太極（⑥「每一座 八開手 百廿一反」）⁽⁸¹⁾／次祝戸（⑦「如前」）⁽⁸²⁾

／次送手（⑧⑨⑩「神ヲ本座ニ送申儀也」）⁽⁸³⁾／次二拜／次立座加持／次退下

以上が次第作法に関する記述である。これらをもとに各次第に丸番号を付し、適宜作法の概略を説明する。

① 「當日早旦行水」

塩を入れた湯での行水であり外清淨の作法としている。

② 「着淨衣」

③ 「御禊」

別名十二所加持ともいわれる。「十二所加持大事」／上七所 下五所／七所加持次第 左右眼 左右耳 左右鼻 口
／五所加持次第 左右肩 左右膝 心上／咒文 波羅伊玉意 喜餘目出玉／右陰日^{七波} 先右次左也陽日^{七波} 先左次右
也⁸³とあり、体の十二ヶ所を唱え詞と共に清める作法である。なお、これは外清淨の観想であるとしている。

④ 「着縁座」

⑤ 「安座」

「氣息乃運數三四ヶ」とあるのは呼吸を数回行うことによつて氣を鎮める作法であると考えられる。

⑥ 「二拝」

⑦ 「護身神法」

五つの段階より構成され、それぞれ印を組み、明を唱える。

⑧ 「三種加持」

⑨ 「六根清淨太穢」

六根清淨太穢を十六反唱える。

⑩ 「身曾貴観」

「陰身曾貴大事」／三光印 口傳／阿南磐土神／大直日神／底土神／大綾津日神／赤土神／大地海原諸神／右、丑・

卯・巳・未・酉・亥日等、此咒也、「陽身曾貴之大事／三光印 口傳／阿南八十枉津日神／神直日神／大直日神／底津少童神／底筒男神／中津少童神／中筒男神／表津少童神／表筒男神／右、子・寅・辰・午・申・戌日等、此咒文也、」⁸⁴とあり、伊弉諾尊による禊によって生まれた神々を唱え観じる行事と考えられる。なお、外清浄に対し、内清浄の作法であるとしている。

⑪ 「開元神咒」

大麻を持ち、斎場の由来を述べる行事である。

⑫ 「召手」

⑬ 「三元表白」

三元（天地人）のはたらきを神々に述べる行事である。

⑭ 「勧請」

勧請のために神々の御名を唱える作法である。

⑮ 「中臣祓」

二十一・二十六・三十六反中臣祓を唱える。なお、一座毎に拍手をする。

⑯ 「三種太祓」

三種太祓を百二十一反唱える。なお、一座ごとに八開手を打つ。

⑰ 「祝戸」

宗源妙行加行における太祝詞のことかと推測される。

⑱ 「送手」

⑱ 「二拝」

⑳ 「立座加持」

㉑ 「退下」

以上二十一ヶ条の次第に分けられる。基本構造は上述の次第書と同様であるが、「御禊」「安座」「身曾貴観」「開元神咒」「三元表白」「勧請」がさらに加わっている。

第四節 大護摩法加行次第

(一) 諸本の説明

大護摩法加行次第は左に示す①(兼隆筆本)一点しか残されていない。理由はいくつか考えられるが、次第の内容が宗源妙行加行と同じであることや、大護摩法の伝授を受ける者が少なかったこと等が関係していると考えられる。

① 兼隆筆本 「大護摩法加行次第」

奥書に、「寛政元年七月廿四日〈花押〉」とあり、寛政元年(二七八九)七月二四日に兼隆が記したものであると考えられる。(吉四二一七一「大護摩法加行次第」)

(二) 次第の内容

次第作法の内容は左のようである。

〈神道護摩加行次第(作法に関する記述は下に括弧で括り示した。〉

先一揖／次座揖／次二揖／次護身神法／次三種加持／次拍手(小大)／次六根清浄太穢(十六反)／次中臣

稜（廿一反）／次太祝詞（掛毛畏幾太元尊神大日

靈貴天神地祇八百万神等乃廣前仁恐美恐美毛申佐久一身乃心

源乎清淨仁志天神代之古風乎崇敬女正直乃根元仁帰天今大護

摩法乎願者奈利此状乎平介久安介久聞食天頓速仁納受乎垂礼則

令成就円滿賜陪止恐美恐美毛申須／辞別仁申佐久若不慮乃汚

穢不淨乃事在止毛善言美詞乃稜乎以天稜清女奉留故仁无咎亦

无崇之矣神直日大直日神止護幸陪賜陪止恐美恐美毛申壽／

次三種大稜（百廿一反）／次祈念／次拍手（大

小）／次二拜／次座揖／次一揖／次退下

宗源妙行加行とほぼ同じであり、一箇所異なるのは

「太祝詞」の中の「今宗源妙行乎願者奈利」とある部分

が「今大護摩法乎願者奈利」となっている部分である。

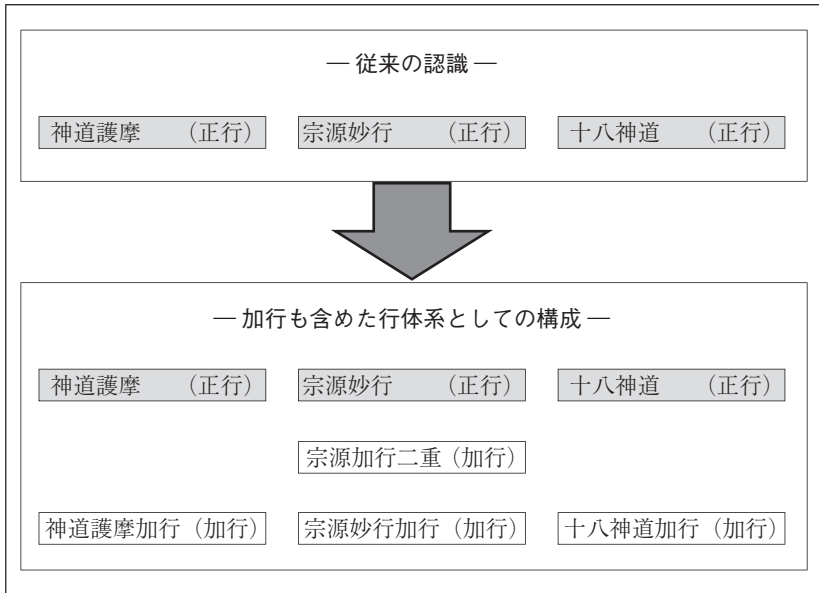
以上のような三壇行事それぞれに附随する加行次第

の現存(85)によって正行を受けるに際して行われる「狭義

の加行」の存在が確認できた。（図二 三壇行事構成

図）参照）

吉田神道三壇行事の構成と加行（新田）



〈図二 三壇行事構成図〉

おわりに

吉田神道三壇行事の構成と加行について「三壇行事と加行」、「三壇行事の加行次第」という項目ごとに見た。これまで三壇行事は密教における四度加行（広義の加行）との関連性が指摘されてきたが、伝授を受けるための加行（狭義の加行）に関しては見過ごされてきた。そのため、三壇行事は「十八神道」、「宗源妙行」、「神道護摩」の三種の修法のみより構成されると認識されてきたのである。しかしながら以上に示したような十八神道の伝授を受けるための「十八神道加行次第」、宗源妙行の伝授を受けるための「宗源妙行加行次第」、「宗源加行二重次第」、神道護摩の伝授を受けるための「神道護摩加行次第」の存在によって、従来の認識では不十分であることが明らかになった。これらのことより、吉田神道において特に重視された三壇行事は加行も含めた総体として改めて見直される必要があるのではないかと考えられる。

註

- (1) 『吉田家日記記』、『御広間雜記』、地方神主の上京日記等には三壇行事が盛んに行われた様子が記されている。
- (2) 石崎正雄「唯神道大護摩次第について―吉田神道行法の成立と特質―」（『日本文化』第三八号、天理大学おやさと研究所、昭和三十四年五月）、岡田莊司「三壇行事」解題（『神道大系』論説編九卜部神道下、神道大系編纂会、平成三年）、出村勝明「吉田神道の基礎的研究」（臨川書店、平成九年）
- (3) 前掲石崎正雄「唯一神道大護摩次第について」、高見寛恭「唯一神道大護摩法について」（『ビブリア』第九十八号、天理大学

附属図書館、平成四年五月)、前掲出村勝明『吉田神道の基礎的研究』、高尾義政『陰陽道を媒介とした神仏習合―吉田神道を中心として―』(東洋史観算命学総本校高尾学館、平成五年)等。

(4) 『三元十八神道次第・神道護摩行事次第』(神社本庁、昭和二十九年)本書は福島県に現存する三壇行事にまつわる調査報告であり、前掲『神道大系』論説編九卜部神道下に所収されている。

(5) 河野省三『神道研究集』(文学博士河野省三先生喜寿祝賀会、昭和三十四年)一〇六頁

(6) 河野氏の指摘は重要なものではあるが、三壇行事を構成する三種の次第と加行次第との関連を明らかにしているとは言えない。

(7) 新修『平田篤胤全集』第八卷(平田篤胤全集刊行会、昭和五十一年)一九八頁

(8) 久保田収『中世神道の研究』(神道史学会、昭和三十四年)四三二頁

(9) 兼右筆の梵舜書写本『神道相承案』(吉四二―五七)

傍線部は筆者の加筆

本論文で天理大学附属天理図書館吉田文庫の資料を引用する際は、「吉〇―〇」として文庫内での分類番号を記した。

(10) 伊藤聡「唯一神道と吉田兼俱」(『国文学解釈と鑑賞』第六〇巻一二号、至文堂、平成七年十二月)八〇頁

(11) 大山公淳 増補校訂『中院流の研究』(東方出版、昭和六十二年)、八田幸雄『現代語訳真言秘密行法』(東方出版、平成三年)。

なお、法流によってこの四種の順番や種類にいくつかの差異がみられる。

(12) 湯浅泰雄『身体論―東洋的心身論と現代―』(講談社、平成二年)一二二頁

(13) 『吉田文庫神道書目録』(天理図書館、昭和四十年)

(14) 「」は原資料での改行を示す。以下も改行については同様に表した。

(15) 挿入点「八幡大宮司右延事也」

(16) 前掲『吉田文庫神道書目録』一二三頁

吉田神道三壇行事の構成と加行(新田)

(17) 前掲『吉田文庫神道書目録』一二三頁

(18) 次第書ではないが、兼右が陰陽行儀加行の回数について記した文献（『神道諸行法相傳』（吉四二—一四三））がある。しかしながらこの文献は次第とともに記されていないため「陰陽行儀」が三壇行事の一行事とされる「十八神道行事」を示すかは不明である。

(19) 挿入点「神」

(20) 次第の異同は①を基本とし、①に無い行事は山形括弧で括り補った。なお、⊕は宗源妙行加行次第に近い例外的に扱い異同には含めなかった。

(21) ⊕⊕⊕ナシ

(22) ⊕ナシ、⊕「一いふ」、⊕⊕「一揖」

(23) ⊕⊕⊕ナシ

(24) ⊕ナシ、⊕「ざのいふ」

(25) ⊕ナシ、⊕「二はい」

(26) ⊕「三じゆの太秘」

(27) ⊕⊕ナシ、⊕「きねん」

(28) ⊕⊕ナシ、⊕「かしわ手」

(29) ⊕⊕ナシ、⊕「二はい」

(30) ⊕ナシ、⊕「ざのいふ」

(31) ⊕ナシ、⊕「一いふ」、⊕⊕「一揖」

(32) ⊕ナシ、⊕「たいげ」

- (33) 出村勝明「六根清浄大祓の成立について」(『吉田神道の基礎的研究』臨川書店、平成九年)に詳しい。
- (34) 西田長男「神道の死の観念と仏教との関係―三種大祓の成立を通路として―」(『神道史の研究』雄山閣、昭和一八年)に詳しい。
- (35) 加行次第ではないが、近世の資料に、「次心中祈願 十寶印 天下泰平玉体安穩ノ上ニ心中祈願スヘキ也」(皇學館大学附属図書館蔵『陰陽行儀次第』)「次心中祈願 十寶印ニテ天下泰平玉体安ノンノ外ハ何成トモ祈念心ニ任テ」(皇學館大学附属図書館蔵『三元十八神道次第 陰陽行儀次第』)とある。
- (36) 「宗源加行二重」については後世の資料には見られず、次第書も兼右筆あるいはその写本しか残されていないため、後には省略されていた可能性も考えられる。
- (37) 前掲『吉田文庫神道書目録』一三二頁
- (38) 前掲『吉田文庫神道書目録』一三二頁
- (39) 次第の異同は①を底本とし、①に無い行事は山形括弧で括り補った。
- (40) 「于」㊦ナシ
- (41) 「先兼日構庭上于案机縁座」㊦㊧ナシ
- (42) 「次沓揖」㊦㊧「先一揖」
- (43) 「次着彼縁座」㊦㊧ナシ
- (44) 「神」㊦ナシ
- (45) 「次三種加持」①ナシ、㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮アリ
- (46) 「太」㊦㊧㊨㊩㊪「大」
- (47) 「大」㊦「太」

吉田神道三壇行事の構成と加行(新田)

- (48) 「雲」ハ「靈」
- (49) 「等」㊦ハナシ
- (50) 「之」㊦ハニホハトチリ又「乃」
- (51) 「曲邪乃末法乎棄天」㊦ハホハトチリ又ナシ
- (52) ㊦ハには「宗源」と「妙行」との間に「神道」トアリ
- (53) 「乎」ハ「并」
- (54) 「於」㊦ハニホハトチリ又「乎」
- (55) 「圓」㊦ハニホハトチリ又「円」
- (56) 「滿」チ「滿」
- (57) ㊦ハニホ「壽」アリ ハハトチリ又「須」アリ
- (58) 「亦」リ又ナシ
- (59) 「倍」㊦ハニホハトチリ又「陪」
- (60) 「次查揖」リ又ナシ
- (61) 「次退下」リ又「次退出」
- (62) 前掲『神道大系』論説編九卜部神道下に所収の『神道諸行事大成』
- (63) 前掲『神道大系』論説編九卜部神道下に所収の『神道諸行事大成』
- (64) 前掲『神道大系』論説編九卜部神道下に所収の『三元十八神道次第』
- (65) 前掲『神道大系』論説編九卜部神道下に所収の『神道諸行事大成』
- (66) 次第の異同は㊦を底本とし、㊦に無い行事は山形括弧で括り補った。なお、作法に関する記述は㊦以外の㊦ハニホについて

は共通する記述が有る場合は㊦のみを示し、㊦㊧㊨㊩が同じ内容ではない場合は随時どの文献に何が記されているかがわかるようにした。

- (67) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (68) 「浄」㊧㊨㊩㊪「清」
- (69) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (70) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (71) 通常護身神法の五重では、「行年護神」の後に「七星印」と記されるが、㊦ではこの印が記されていない。
- (72) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。㊧㊨㊩には片仮名に対応する「神代文字」がある。さらに、「神代文字」について、㊧㊨㊩には「日本ノ字也、此字ヲ秘スルニヨテ片假名出之」と説明がある。
- (73) 「次三種加持」㊦ナシ、㊧㊨㊩アリ
- (74) 「太」㊧㊨㊩「大」
- (75) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (76) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (77) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (78) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (79) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (80) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (81) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。
- (82) ㊧㊨㊩にも同様の記述がある。

(83) 吉田文庫蔵『神道相承案』(兼右筆の梵舜書写本)

(84) 前掲『神道大系』論説編九卜部神道下に所収の『神道諸行事大成』

(85) 三壇行事に関する加行次第や加行に関する記録は何れも兼右期以降のものであり、この頃より体系立った加行が行われるようになったのではないかと考えられる。

〔付記〕

本稿は、平成二十九年十二月三日に開催された第七一回神道宗教学会学術大会(於國學院大學)において報告した内容の一部をもとにしている。貴重な御助言を頂戴した皆様には深く感謝申し上げます。

(につた けいぞう・皇學館大学文学研究科博士後期課程神道学専攻)